

～ 事業主の皆さまへ～

中小企業
雇用安定化奨励金

と

短時間労働者
均衡待遇推進等助成金

平成23年4月1日に統合予定です

※このお知らせは平成23年度予算案に基づくものです。

◆中小企業雇用安定化奨励金とは…

有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、労働協約または就業規則により、
①正社員転換制度 ②正社員と共通の処遇制度 ③正社員と共通の教育訓練制度
のいずれかを導入し、実際に労働者に適用した中小企業事業主に対して支給される奨励金です。

申請窓口：都道府県労働局またはハローワーク

◆短時間労働者均衡待遇推進等助成金とは…

パートタイマーの待遇を正社員と均衡のとれたものにするため、労働協約または就業規則により、
正社員と共通の評価・資格制度、正社員への転換制度などを導入し、実際に制度の利用者が出た事業主
に対して支給される助成金です。以下の支給対象メニューがあります。

- ①正社員と共通の評価・資格制度
- ②パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度
- ③正社員への転換制度
- ④教育訓練制度
- ⑤健康診断制度
- ⑥短時間正社員制度（短時間正社員制度導入促進等助成金）

申請窓口：(財)21世紀職業財団

①中小企業雇用安定化奨励金と②短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・
統合し、平成23年4月から新たに「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設予定です。

上記①の奨励金、②の助成金の支給申請を予定されている場合…

●平成23年3月31日までに支給要件を満たした事業主のみ申請が可能です。

支給要件を満たすには、平成23年3月31日までに、次の①②が完了していることが必要です。

- ①労働協約または就業規則により制度を導入
- ②導入した制度を実際に適用する (→2ページ参照)

●平成23年4月1日以降に支給要件を満たした事業主は、新しい奨励金の
支給要件が適用されます。 (→3ページ参照)

※平成23年3月31日までに制度を導入しても、制度の適用が平成23年4月1日以降になった場合は、新しい
奨励金の支給要件が適用されます。

～ 移行期間における経過措置について～

中小企業雇用安定化奨励金

平成23年3月31日までに支給要件を満たした(※)中小企業事業主

都道府県労働局職業安定部またはハローワークに申請してください。

(各都道府県によって申請窓口が異なります。)

(※)「支給要件を満たした」とは・・・

- ①正社員転換制度奨励金 : 平成23年3月31日までに正社員転換制度を導入し、正社員に転換した場合
- ②共通処遇制度奨励金 : 平成23年3月31日までに正社員と共通の処遇制度を導入し、適用した場合
- ③共通教育訓練制度奨励金 : 平成23年3月31日までに正社員と共通の教育訓練制度を導入し、3割以上が教育訓練を修了した場合

申請・お問い合わせ

都道府県労働局職業安定部 または ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

短時間労働者均衡待遇推進等助成金

平成23年3月31日までに支給要件を満たした(※)事業主

(財)21世紀職業財団地方事務所に申請してください。

○受付期間 平成23年9月30日(金)まで

2回目の支給申請を含め、支給申請が可能になり次第速やかに申請をお願いします。
(平成23年10月1日以降は、都道府県労働局雇用均等室が受付窓口となります。)

(※)「支給要件を満たした」とは・・・

- ①正社員と共通の評価・資格制度 : 平成23年3月31日までに正社員と共通の評価・資格制度を導入し、適用した場合
- ②パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度 : 平成23年3月31日までにパートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度を導入し、適用した場合
- ③正社員への転換制度 : 平成23年3月31日までに正社員転換制度を導入し、正社員に転換した場合
- ④教育訓練制度 : 平成23年3月31日までに教育訓練制度を導入し、延べ30人以上に実施した場合
- ⑤健康診断制度 : 平成23年3月31日までに健康診断制度を導入し、延べ4人以上に実施した場合
- ⑥短時間正社員制度(短時間正社員制度導入促進等助成金) : 平成23年3月31日までに短時間正社員制度を導入し、適用した場合

申請・お問い合わせ

(財)21世紀職業財団地方事務所

<http://www.jiwe.or.jp>

新しい奨励金「均衡待遇・正社員化推進奨励金」(平成23年4月～)の概要

正社員転換制度

中小企業：常時雇用する労働者が300人以下または資本金が3億円以下の事業主等（業種により異なります）
 大企業：中小企業以外の事業主

| | | |
|--|-----------------------------|----------|
| I 制度導入（対象労働者1人目） 正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給。 | 支給額：1事業主につき | |
| | 中小企業 40万円 | 大企業 30万円 |
| II 転換促進（対象労働者2人目～10人目） 2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。 | 支給額：労働者1人につき | |
| | 中小企業 20万円 | 大企業 15万円 |
| | ※母子家庭の母などの場合は30万円（大企業:25万円） | |

共通処遇制度

| | | |
|---|-------------|----------|
| 正社員と共通の処遇制度(※)を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給。 | 支給額：1事業主につき | |
| | 中小企業 60万円 | 大企業 50万円 |

(※)正社員と共通の制度で、職務または職能に応じた3区分以上の評価・資格制度を設け、その格付け区分に応じた基本給、賞与など賃金等の待遇が定められていることが必要です。

共通教育訓練制度

| | | |
|---|-------------|----------|
| 正社員と共通の教育訓練制度(Off-JTに限る)を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上（大企業は30人以上）に実施した事業主に支給。 | 支給額：1事業主につき | |
| | 中小企業 40万円 | 大企業 30万円 |

短時間正社員制度

中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主
 大規模事業主：中小規模事業主以外の事業主

| | | |
|--|-----------------------------|----------|
| I 制度導入（対象労働者1人目） 短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給。 | 支給額：1事業主につき | |
| | 中小規模 40万円 | 大規模 30万円 |
| II 定着促進（対象労働者2人目～10人目） 2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。 | 支給額：労働者1人につき | |
| | 中小規模 20万円 | 大規模 15万円 |
| | ※母子家庭の母などの場合は30万円（大規模:25万円） | |

健康診断制度

| | | |
|---|-------------|----------|
| パートタイム労働者または有期契約労働者に対する健康診断制度（※法令上実施義務のあるものを除く）を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給。 | 支給額：1事業主につき | |
| | 中小企業 40万円 | 大企業 30万円 |

均衡待遇・正社員化推進奨励金についてのお問い合わせ

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課 **TEL 03-5253-1111 内線(7870)**

ご注意ください！

～新しい奨励金では、助成内容、支給要件などの一部が変更されます～

①助成対象メニューの一部を廃止します

「パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度」への助成措置は、平成22年度限りで廃止する予定です。

- 平成23年3月31日までに支給要件を満たした事業主のみ申請が可能です。

②支給対象人数の一部を変更します

新しい奨励金の正社員転換制度「転換促進」の支給対象は、中小企業雇用安定化奨励金と異なり、1人目の労働者は含まれません。

- 中小企業雇用安定化奨励金の正社員転換制度導入分の支給を受けた事業主が、平成23年4月1日以降に2人目の対象労働者を正社員に転換させた場合、1人目の対象労働者についての転換促進分（20万円）は支給されません。

③支給対象期間の一部を変更します

新しい奨励金の支給対象期間は、短時間正社員制度以外は全てのメニューにおいて、制度導入から2年間です。

- 旧制度より支給対象期間が短縮されるメニューがあります。

中小企業雇用安定化奨励金

正社員転換制度奨励金 支給対象期間:3年

均衡待遇・正社員化推進奨励金

正社員転換制度 支給対象期間:2年

④支給要件の一部を変更します

【適用人数の変更】

新しい奨励金のうち、「共通処遇制度」の支給を受けるためには、労働協約または就業規則に基づき、全ての労働者に共通処遇制度を適用することが必要です。

中小企業雇用安定化奨励金 共通処遇制度

1人に適用すれば支給

均衡待遇・正社員化推進奨励金 共通処遇制度

制度の対象となる全ての労働者に適用することが必要

【支給申請時期の変更】

新しい奨励金の支給申請時期は、全てのメニューにおいて、制度導入・適用後6か月経過後（平成23年10月以降）です。

- 旧制度の支給要件を満たしてもすぐに申請できない場合があります。

中小企業雇用安定化奨励金 共通教育訓練制度

教育訓練制度を導入し、H23.2.1に対象労働者の3割に実施、修了

→ 翌日から申請可能

均衡待遇・正社員化推進奨励金 共通教育訓練制度

教育訓練制度を導入し、H23.4.1に対象労働者10人以上(大企業は30人)に実施、修了

→ 6か月経過後 H23.10.1以降申請可能

【併給の制限】

- 対象労働者が異なっても、同じメニューの奨励金の支給は1回限りです。

中小企業雇用安定化奨励金 : 共通処遇制度

短時間労働者均衡待遇推進等助成金

: 正社員と共通の評価・資格制度

→ それぞれの支給要件を満たせば併給可能

均衡待遇・正社員化推進奨励金 : 共通処遇制度

有期契約労働者、パートタイム労働者それぞれを対象とする別の制度を導入

→ 1事業主につき1回限りの支給

※上記の他にも支給要件などの変更が見込まれます。詳細は、平成23年4月以降にお知らせします。